

沼津市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

沼津市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

沼津市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法別表第2事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「及び法別表第2特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「に掲げる特定個人情報及び利用特定個人情報」に改め、「当該特定個人情報」の次に「及び当該利用特定個人情報」を加える。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

「提案理由」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用に関する規定を改めるものである。